

地球環境セクション論文要旨

本稿の目的は、地球環境問題の対策において非国家アクターが台頭している現在、国家に求められている役割を模索することを目的とする。これまで地球環境問題は国家が主導して対策を構築してきたが、パリ協定の目標達成が現実的に極めて困難となった今、国家だけの制度的取り組みは不十分であるといえる。非国家アクターの活動に焦点を当て国家との役割について分析することは、地球環境問題解決に向けての対策を行う上で重要な意義を持つと考える。

本稿では、市民・民間団体・企業の 3 つの非国家アクターの活動をそれぞれ章立てて分析し、各活動の問題点を取り上げた。はじめに 2 章では市民に焦点を当て分析し、現行の気候市民会議ではいくつかの問題を抱えていることが分かった。次に 3 章では民間団体に焦点を当て分析し、現状として地球環境問題に対して話し合う正式な場に民間団体は参加できていないことが分かった。最後に 4 章では企業に焦点を当て分析し、市場とこれまでの法的な規制の協働が必要であることが分かった。

本稿では自由民主主義を個人の自由と権利を保障しつつ、市民が平等かつ有意義に政治過程に参加できる制度的枠組みと定義した。しかしすべてのアクターが同じ席について議論する制度が整っていないことが分析を通して分かった。また、国際秩序の危機を地球環境問題の解決が困難と定義したことを踏まえ、非国家アクターの取り組みを活発化させることも重要であると考え。以上から本稿では、国家に求められる役割は地球環境問題解決のために地球環境問題への関心を高めるための啓蒙活動を行うこと、すべてのアクターが協議に参加できる場を提供することであると結論付ける。

国家の活動の再考～非国家の取り組みからみえるもの～

目次

序章.....	3
第 1 章 地球環境問題に対する取り組み	3
第 1 節 国家と非国家アクターの役割と環境問題解決の困難さ	3
第 1 項 国家主体による国際的枠組み	3
第 2 項 非国家アクターの台頭とその意義	3
第 3 項 地球環境問題の行き詰まりと制度の限界	4
第 2 節 論文の問いと自由民主主義の定義	4
第 2 章 市民	5
第 1 節 気候市民会議の現状	5
第 2 節 気候市民会議の問題点	7
第 3 節 第 2 章のまとめ	9
第 3 章 民間団体	9
第 1 節 環境 NGO の現状	10
第 2 節 国家の環境 NGO に対する施策	11
第 3 節 環境 NGO の取り組みにおける問題点	13
第 4 節 第 3 章のまとめ	13
第 4 章 企業	14
第 1 節 現状分析	14
第 1 項 企業の取り組み	14
第 2 項 国家の企業に対する取り組み	15
第 2 節 問題点	16
第 1 項 企業の取り組みにおける問題点	16
第 2 項 国家の企業への取り組みにおける問題点	17
第 3 節 第 4 章のまとめ	18
終章.....	19

序章

現代社会において地球環境問題は、気候変動や生物多様性の損失など、国家の枠組みを超えて地球全体に影響を及ぼす深刻な課題である。こうした問題に対し、これまで主に対応してきた国家だけでなく、市民・民間団体・企業などの非国家アクターによる取り組みが世界各地で進められている。しかし、地球環境問題は解決の兆しが見えているとはいえないだろう。地球環境セクションでは国際秩序の危機を環境問題解決の困難とした。

地球環境問題解決において非国家アクターの重要性が高まっている。そこで、非国家アクターに対して国家が求められている役割はなにかという問いを立てた。本稿では自由民主主義の理念に基づき環境問題解決のために重要性が増している非国家の活動に対する国家の役割を考察する。

以上より、本稿では次の構成で論を展開する。第 1 章第 1 節では国家と非国家アクターの地球環境問題への役割とその限界、第 2 節では論文の問いと自由民主主義の定義を述べる。第 2 章では市民、第 3 章では民間団体、第 4 章では企業という非国家アクターに焦点をあて、その取り組みと問題点を分析する。そして終章で第 2 章から第 4 章で分析したことを基に国家の非国家に対する役割を結論付ける。

第 1 章 地球環境問題に対する取り組み

第 1 節 国家と非国家アクターの役割と環境問題解決の困難さ

第 1 項 国家主体による国際的枠組み

地球環境問題は国際的な協力と議論を必要とする課題であり、これまでに国家が主導して対策を構築してきた。その代表的な取り組みの一つが 2015 年 12 月に採択されたパリ協定である。パリ協定は気候変動に対処するために気候変動枠組み条約（United Nations Framework Convention on Climate Change: UNFCCC）の下で採択された世界的な合意であり、主要な目標は世界の平均気温の上昇を産業革命以前のレベルから 2℃を下回る水準に抑え、1.5℃に抑える努力を追求することである¹。各国が自ら排出削減目標（Nationally Determined Contribution: NDC）を定め、その進捗を報告・更新していく自主的な取り組みに基づくことを特徴としている²。したがって、パリ協定は国家を行為主体とした原則に基づいて構築されているといえる。

第 2 項 非国家アクターの台頭とその意義

パリ協定に挙げられるような地球環境問題は国家中心の枠組みで対策が行われている。一方で、近年では市民・民間団体・企業などの非国家アクターが重要な役割を果たすようになっている。第 21 回気候変動枠組条約締約国会議（The twenty-first session of the Conference of the Parties: COP21）ではこうした非国家アクターが国際連合（United Nations: UN、以下国連とする）の気候変動対策を加速さ

¹United Nations. (2015) “Adoption of the Paris agreement,” <https://unfccc.int/resource/docs/2015/cop21/eng/l09r01.pdf>, p.2.

²外務省（2025）「日本の排出削減目標」https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1w_000121.html.

せる手段として歓迎された³。2003 年にはシカゴ気候取引所という民間の企業が自主的に参加する温室効果ガス排出枠取引市場が設立された⁴。また、ヨーロッパを中心に 2019 年から気候市民会議が相次いで開かれており一般の人々が地球環境問題を話し合う機会となっている⁵。これらは非国家アクターが地球環境政策において台頭している例といえる。

トーマス・ヘイル (Thomas Hale) によると、非国家アクターによる気候変動対策は国レベルの取り組みを補完し、現在の取り組みとパリ協定の目標達成に必要な行動との間にある排出ギャップを埋めることで、気温上昇を産業革命以前より 1.5℃以内に抑えることに貢献するという⁶。このようなアクターは自らの気候変動対策に加え、温室効果ガス (Greenhouse Gas: GHG) の排出削減や気候変動への耐性強化を支える新たな政策やビジネスモデルの開発を通して、気候ガバナンスに貢献できるという⁷。

第 3 項 地球環境問題の行き詰まりと制度の限界

第 1 項と第 2 項で述べたように地球環境問題解決のために国家と非国家アクター双方による取り組みが行われているにもかかわらず、現状の状況からパリ協定の目標達成は極めて困難だといえる。例えば、2023 年は 11 月時点において地球の平均気温が産業革命以前の水準を 1.5℃以上上回った日数は計 86 日に達した⁸。気温の記録更新に加えて、2022 年には温室効果ガスと CO₂の大気中濃度がいずれも過去最高となり、GHG の排出量は前年比 1.2%増の 57.4Gt (CO₂換算)に達した⁹。これらの事実は、環境問題解決が進んでいないことを示しており、パリ協定が掲げる 1.5℃の努力目標の達成が現実的には極めて困難であるといえる。多くの気候科学者が、今世紀中に地球の気温が産業革命前のレベルから少なくとも 2.5℃上昇すると予想している¹⁰。地球環境セクションではこのような環境問題解決が困難であることを国際秩序の危機とする。

これらの事実は国家による制度的枠組みだけでは気候危機に対応しきれておらず、たとえ非国家アクターが活躍してもそれが十分に生かされていないといえる。

第 2 節 論文の問いと自由民主主義の定義

第 1 節を踏まえ、地球環境問題において非国家アクターが活躍している今、非国家アクターに対して国家に求められる役割はなにかという問いを立てた。

この問いを考察するために、本稿では「自由民主主義」という政治体制の原則を理論的な手がかりと

³United Nations Framework Convention on Climate Change. (2021) “*Improved Marrakech Partnership for Global Climate Action for Enhancing Ambition: 2021–2025*,” <https://unfccc.int/sites/default/files/resource/Improved%20Marrakech%20Partnership%202021-2025.pdf>, p.5.

⁴江澤誠 (2011) 『地球温暖化問題原論ネオリベリズムと専門家集団の誤謬』新評論、p.281。

⁵三上直之 (2022) 『気候民主主義——次世代の政治の動かし方』岩波書店、p.1。

⁶Hale, Thomas. (2018) “*The Role of Sub-state and Non state Actors in International Climate Processes*,” <https://www.chathamhouse.org/sites/default/files/publications/research/2018-11-28-non-state-actors-climate-synthesis-hale-final.pdf>, p1.

⁷Ibid., p.1.

⁸United Nations Environment Programme. (2023) “*Emissions Gap Report 2023: Broken Record: Temperatures hit new highs, yet world fails to cut emissions (again)*,” <https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/43922/EGR2023.pdf?sequence=3&isAllowed=y>, p.1.

⁹Ibid., p.4.

¹⁰Damian, Carrington. (May 8, 2024) “World’s top climate scientists expect global heating to blast past 1.5C target,” *The Guardian*, <https://www.theguardian.com/environment/article/2024/may/08/world-scientists-climate-failure-survey-global-temperature>, (accessed June 6, 2025).

して用いる。マーク・プラットナー（Marc Plattner）によると、自由主義は本質的に、生命、自由、財産、および幸福の追求に対する個人の権利を保護することに専念する教義である¹¹。また、ロバート・ダール（Robert Dahl）は政治的平等、有効な参加、知識や情報の普及、決定すべき事項の選択権、そして包括性を民主主義の基準とした¹²。これらの原則を踏まえ地球環境セクションは、自由民主主義を個人の自由と権利を保障しつつ、市民が平等かつ有意義に政治過程に参加できる制度的枠組みと定義する。問いに取り組むうえで自由民主主義の理念は、国家が非国家アクターに対して求められている役割を考える規範的な基準となりうる。

本稿では、市民・民間団体・企業の非国家アクターが地球環境問題に積極的に関与するようになっていく近年の状況を受け、国家は非国家アクターを地球環境政策の制度の中に組み入れ、彼らの活動を促進する役割が求められているという仮説を立てた。

第 2 章 市民

本章では、非国家アクターとして市民が地球環境問題に対してどのように関わっているのかについて説明する。市民からの呼びかけが起源となり開催されたイギリスの気候市民会議を軸にしながら、フランス・ドイツを事例として取り上げ、地域単位のための開催ではあるが、日本についても列挙する。

Vane Online によると、気候市民会議とは多様な試行錯誤をして創意工夫を経て発展してきた、現在の気候変動問題に対峙するための熟議民主主義モデルとして誕生し、いまや世界の潮流となってきた手法であると定義されている¹³。ここでの熟議とは、正確で適切な情報が提供され、視点の多様性が確保されている中で、意思決定までの評価の枠組みが共有され、多様な選択肢を吟味し、全体で決定を行うための共通の根拠を見出すためのプロセスのことを指す¹⁴。

第 1 節 気候市民会議の現状

市民の提案からスタートしたイギリス気候市民会議（Climate Assembly UK: CAUK）は、イギリス下院の 6 つの特別委員会、特にビジネス・エネルギー・産業戦略省（Department for Business, Energy and industrial Strategy: BEIS）の主導により企画され、2020 年 1 月から 5 月に計 6 回の会議で、無作為に選ばれた市民が 2050 年までにイギリスでネットゼロ実現を目指し、政府の 2050 年排出ゼロ対策に関する基本原則や電力供給などについて、市民が専門家からのサポートを受け、身近な内容を 8 つのテーマごとに分け、レクチャー学習・グループ別討議・個人投票を繰り返し行った¹⁵。

¹¹Plattner, F. Marc. (1999) "From Liberalism to Liberal Democracy," *Journal of Democracy*, 10(3), p.122.

¹²Dahl, A. Robert. (1998) *On democracy*, New Haven & London: Yale University Press. pp.37-38.

¹³Vane Online (2024 年 10 月 19 日)「なぜ、いま、気候市民会議なのか——民主主義システムの機能不全と民主主義のイノベーション『熟議型民主主義』の地平線」<https://vane.online/2024/10/19/%E3%80%90%E9%80%A3%E8%BC%89%E3%82%B3%E3%83%A9%E3%83%A041%E3%80%91%E3%81%AA%E3%81%9C%E3%80%81%E3%81%84%E3%81%BE%E3%80%81%E6%B0%97%E5%80%99%E5%B8%82%E6%B0%91%E4%BC%9A%E8%AD%B0%E3%81%AA%E3%81%AE%E3%81%8B/>、（2025 年 4 月 1 日閲覧）。

¹⁴同上 web サイト。

¹⁵石丸美奈 (2022)「気候市民会議——脱炭素社会実現への新たな試みと日本」<https://www.jkri.or.jp/PDF/2022/Rep184ishimaru.pdf>、（2025 年 4 月 19 日閲覧）、p.22。

2020 年 9 月には 50 以上の報告書が提出され、風力・太陽光発電をイギリスのネットゼロへの道筋の中心に据えるなどの提言がされた¹⁶。また、会議の終了後も BEIS による追跡調査や継続的な会議の事後評価が行われている¹⁷。

フランスでは、2018 年の政府による気候変動対策の不十分さや国の財政赤字減少のための燃料税引き上げに対して約 1 万人の市民が抗議デモを起こし、首都パリでは一部が暴走化するほど市民の反感を買った¹⁸。これがいわゆる「黄色いベスト運動」である。エマニュエル・ジャン＝ミシェル・フレデリック・マクロン（Emmanuel Jean-Michel Frédéric Macron）、以降：マクロンはこの暴動への対応策としてフランス気候市民会議（La Convention Citoyenne pour le Climat: CCC）の実施を提案し、環境問題に対する市民の声を聞く機会を設けた。そして、経済環境社会評議会（Le Conseil Économique Social et Environnemental: CESE）による主導、ガバナンス委員会と保証人会議による運営のもとに 2019 年に CCC が開催された¹⁹。「社会的公平への配慮も考慮しながら温室効果ガスを 1990 年比で 2030 年までに 40%削減すること」をテーマに、無作為に選ばれた 150 名の市民は計 7 回の会議を 9 ヶ月間に渡って話し合った²⁰。この会議に参加していたマクロンは、市民によって提言された 149 項目のうち 146 項目の実現に向けて前向きな姿勢を示し、フランス政府もそのうちの 64 項目を気候・レジリエンス法案として公布した²¹。フランス市民が自ら訴えて国を動かした事例ではあるものの、最終的な法案は立法過程を経るにつれて当初の内容との間に齟齬が生じ、市民社会から批判を受けた²²。

2021 年 4 月 26 日から 6 月 23 日まで実施されたドイツ気候市民会議（Bürgerrat Klima）ではドイツ全土から無作為に選ばれた 160 人の市民が 50 時間以上をかけて環境問題について議論し、すべての人々の生活基盤を守るために、1.5℃目標の追求を続けるべきだという明確な要請が政策立案者に向けて提示された²³。具体的な提示内容は、パリ協定で定められた平均気温上昇を 1.5 度までに抑える目標を最優先事項とすること、気候保護教育はすべての教育機関で必須にすること、エネルギー転換を導く枠組みを国家が設定する責任を持つこと、連邦・州・地方自治体のあらゆる移動政策は、気候中立の達成を最優先目標とすべきこと、気候保護は公共の利益を生み個人の利益よりも優先されるべきであることなど合計 10 項目が会議によって決定した²⁴。これらの提言は、2021 年 12 月 13 日付の「市民気候報告書」として政策関係者に正式に提出され、現在のドイツ新政権の連立交渉においてもこれらの提言が考慮されるよう働きかけが続いている²⁵。

¹⁶一般社団法人環境政策対話研究所（2022）「欧州気候市民会議——欧州における気候民主主義のさらなる展開（2022 年版）Proliferation of Climate Citizens' Assemblies in Europe」<https://cdn.goope.jp/61503/221028213754-635bcd22a8da0.pdf>、（2025 年 4 月 10 日閲覧）、p.3。

¹⁷同上報告書、p.7。

¹⁸Matamoros, Abellan. Cristina. (November 16, 2018) "What are the gilets jaunes so upset about?," *Euronews*, <https://www.euronews.com/2018/11/16/what-s-all-the-fuss-about-the-french-fuel-tax-hikes-euronews-answers>, (accessed April 19, 2025).

¹⁹一般社団法人環境政策対話研究所（2022）前掲報告書、p.120。

²⁰European Union. (2024) "*France's climate action strategy*," [https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2024/767181/EPRS_BRI\(2024\)767181_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2024/767181/EPRS_BRI(2024)767181_EN.pdf), p.2

²¹KNOCA. (n.d.) "French Citizens' Convention on the Climate," <https://www.knoca.eu/national-assemblies/french-citizens-convention-on-the-climate>, (accessed June 3, 2025).

²²Torney, Diarmuid. (2021) "Deliberative Mini-Publics and the European Green Deal in Turbulent Times: The Irish and French Climate Assemblies," *Politics and Governance*, p.386.

²³Bürgerrat Klima. (2021) "Citizen's Climate Report: Recommendations for German climate policy," https://buergerrat-klima.de/content/pdfs/BK_211213_Gutachten_Digital_English.pdf, p.7.

²⁴Ibid., pp.31-32.

²⁵Ibid., p.80.

補足すると、日本ではヨーロッパの国々とは開催の起源や規模が異なるものの、地域単位での気候市民会議が行われており、「気候市民会議さっぽろ 2020」では、20 名の参加者が 4 回のオンライン会議を通して札幌市の脱炭素社会の実現に向けて議論した²⁶。札幌市は「市内における温室効果ガスの排出を 2050 年までに実質ゼロとする」²⁷ことを目標としている。そして、この会議結果をもとに気候変動対策行動計画の策定と実行に努めている²⁸。また、日本で 2 番目に開催された「脱炭素かわさき市民会議」では、川崎市長に意見書が提出され、その結果として川崎市の気候変動対策やまちづくりへの活用が予定として組み込まれた²⁹。

第 2 節 気候市民会議の問題点

本節では、気候市民会議の問題点を 4 つ挙げる。

1 つ目は、情報量の過多、専門用語の使用によるメンバーの理解度のばらつきである。イギリス気候市民会議を調査した論文によると、「情報量が多いことや説明のペースが速いこと、専門的な用語が使用されることにより、特定のトピックを理解するための詳細な説明や会議の多くのメンバーが理解可能な方法が実施されず一部の会議メンバーの理解が追いつかなかった。」³⁰と述べられている。これは、参加者が多様な背景を持つため、提供される情報の量や専門性が高すぎると、十分に理解できないという問題を示唆している。

2 つ目は、政府の対応が不十分な点である。イギリス下院がまとめた報告書では、イギリス気候市民会議に対する政府の反応に関して、「現在まで、政府は気候市民会議報告書に対し完全な回答を示していない」³¹と述べている。続いて、「政府の報告書に対する回答では、政府が頻繁に飛行機を利用する旅行者への課徴金導入を検討してない理由についての簡単な言及を除いて、議会の調査結果と直接矛盾するような既存の政策の分野について議論されていない」³²とも述べている。また、フランスのマクロンは 2019 年春、CCC からのすべての提案を「フィルターを通さずに」国民議会に提出し、全国的な国民投票の実施あるいは直接行政によって実行に移すと約束したが、提言のうち 10%が修正なし、37%は修正ありでの政策への反映、53%が却下された³³。また、最も影響力のある CCC の提案の中でも、国民投票の対象とされたのは 3 件のみであり、政府が実際に投票にかけることを認めたのは 1 件のみで、マクロンがその実施を見送る決定を下し、この唯一の国民投票は最終的に実施されないことが明らかにな

²⁶気候市民会議さっぽろ 2020 実行委員会（2021）「気候市民会議さっぽろ 2020 報告書速報版」<https://www.env.go.jp/council/06earth/%E5%8F%82%E8%80%83%E3%80%80%E6%B1%9F%E5%AE%88%E6%AD%A3%E5%A4%9A%E5%A7%94%E5%93%A1%E3%81%94%E6%8F%90%E5%87%BA%E8%B3%87%E6%96%99.pdf>, p.5.

²⁷同上報告書、p.8。

²⁸同上報告書、p.4。

²⁹川崎市地球温暖化防止活動推進センター（リリース年不明）「脱炭素かわさき市民会議」<https://www.cckawasaki.jp/kwcca/citizen.html>、（2025 年 4 月 19 日閲覧）。

³⁰Elstub, Stephen. et al. (2021) “The Scope of Climate Assemblies: Lessons from the Climate Assembly UK,” *Sustainability*, 13(20), p.10.

³¹House of Commons Business, Energy and Industrial Strategy Committee. (2021) “*Climate Assembly UK: where are we now?*,” <https://committees.parliament.uk/publications/6617/documents/71408/default/>, p.11.

³²Ibid., p.11.

³³Deliberative democracy digest. (June 19, 2021) “The promises and disappointments of the French Citizens’ Convention for Climate: France’s grandiose exercise of deliberative democracy serves as a cautionary tale of the state making a promise it cannot keep,” https://www.publicdeliberation.net/the-promises-and-disappointments-of-the-french-citizens-convention-for-climate/?utm_source=chatgpt.com, (accessed June 8, 2025).

った³⁴。これらは CCC の結果、市民が重要な提案をしているにも関わらず、政府の対応が部分的であり、政策に実際に反映されていないことを示唆している。

3 つ目は、政府からの経済的支援が不十分な場合がある点である。ドイツではショプフリン財団 (Schöpflin Stiftung)、オープンソサイエティ財団 (Open Society Foundations)、GLS トロイハンド (GLS Treuhand)、ドイツ郵便コード宝くじ財団 (Deutsche Postcode-Lotterie-Stiftung) による資金調達と寄付のもと気候市民会議の開催が実現された³⁵。その合計は 190 万ユーロであった³⁶。この数字は CESE によって賄われた CCC の予算である 540 万ユーロと比べると、財団においてもいかに経済面の支援に限界があるかがわかる³⁷。気候市民会議を開催するにあたっては多額の費用が必要であり、気候市民会議に対する予算の増額は、会議の長期間にわたる実施や質の高い専門家やスタッフの設置なども可能にするため、政府による支援が必要不可欠であると考えられる。

4 つ目は、気候市民会議の常設化が一部の地域でしか実施されていないことである。日本の川崎で行われた気候市民会議では 2021 年 4 月から計 6 回会議が開催された³⁸。これは、川崎市の策定した脱炭素戦略に対する市民の提案として行われたものである³⁹。それ以降会議が継続的に実施されていないことから会議が常設されているとは言えない。

現在においては、先駆者であるブリュッセルをはじめとして、ミラノやパリなどのヨーロッパの主要都市でのみ常設化が行われている⁴⁰。また、コペンハーゲンでは次期気候計画への勧告を行うことを目的として、3 年間という短い期間ではあるが、会議の常設化が採用されている⁴¹。気候市民会議を常設化するメリットは以下表 1 の通りである⁴²。

【表 1 気候市民会議を常設化することのメリット】

メリット	詳細
恣意的な開催の低減	永続的な会議は、会議がいつ、どのように、どのような議題で開催されるかという恣意性を防ぐことができる。
長期的課題への対応	継続的な政策の調整は状況、知識、技術、政治的・社会的態度の変化に柔軟に対応することができる。
公的機関による政策への効果的な統合	会議と行政の間により建設的な関係を築くことができる。

³⁴Ibid.

³⁵Bürgerrat Klima. (2021) op. cit, p.7.

³⁶KNOCA. (n.d.) “Germany’s Citizens’ Assembly on Climate: Bürgerrat Klima,” <https://www.knoc.eu/national-assemblies/germanys-citizens-assembly-on-climate>, (accessed June 7, 2025).

³⁷KNOCA. (n.d.) “French Citizens’ Convention on the Climate”.(n.d.) op. cit.

³⁸川崎市地球温暖化防止活動推進センター（リリース年不明）前掲 web サイト。

³⁹国立研究開発法人国立環境研究所（2024 年）「気候市民会議により持続可能な地域社会への道筋を示す」https://www.nies.go.jp/kokkanken_view/deep/column-20240325-8.html#gsc.tab=0,（2025 年 6 月 6 日閲覧）。

⁴⁰Abbas, Nabila. (2023) “TOWARDS PERMANENT CITIZENS’ CLIMATE ASSEMBLIES,” https://uploads-ssl.webflow.com/65b77644e6021e9021de8916/65ddc119b11f3cb81207d076_Towards-permanent-climate-assemblies_Draft-for-comment.pdf.

⁴¹Partizipation. (n.d.) “Climate Citizens’ Assembly of Copenhagen,” <https://partizipation.at/praxisbeispiele/climate-citizens-assembly-of-copenhagen-english-only/>, (accessed June 7, 2025).

⁴²Abbas. (2023) op.cit, pp.1-2.

公的機関による対応への監視	常設型の会議であれば、過去の提言の行方を追跡し、関係機関の反応を評価することが容易にすることができる。
コスト削減	永続的なインフラは、複数の一時的なプロセスを組織するよりも資源集約度が低く、毎回ゼロから再構築する必要がない。
会議への参加人数の増加	市民会議をより体系的かつ継続的に実施すれば、より多くの市民が参加するようになる。
環境について学ぶ機会の増加	連続かつ一貫した内容を学習することができ、学習内容の定着をより促すことができる。
市民からの信頼と気候変動ガバナンスの正当性の向上	気候ガバナンスに対する市民の信頼や正統。

(出典：Abbas, Nabila. (2023) “*TOWARDS PERMANENT CITIZENS’ CLIMATE ASSEMBLIES*,” https://uploads-ssl.webflow.com/65b77644e6021e9021de8916/65ddc119b11f3cb81207d076_Towards-permanent-climate-assemblies_Draft-for-comment.pdf, pp.1-2 より筆者作成。)

これらのメリットを踏まえると、気候市民会議の常設化は幅広い市民が環境に関する知識や関心を蓄えることを可能にするとともに、開催する費用の削減や政策に反映することによる市民からの信頼の獲得など政府にとっても有効的であるといえる。

本来ならば気候市民会議の常設化のデメリットを取り上げるべきであるが、現在これを証明できる有効的な文献が見つからなかったためここでは論じないこととする。ただ、一般的に市民会議の常設化のデメリットとして、参加する市民の意欲の低下や会議の中立性、公平性の維持などの問題が考えられる。

第 3 節 第 2 章のまとめ

このように気候市民会議は、市民が政策を提言する場として重要な役割を果たしている。実際、イギリス、フランス、ドイツ、日本の事例に見られるように、市民は気候市民会議を通じて具体的な提言をまとめ、政府に提出している。しかし、これらの気候市民会議が発達している国々でも問題点があり、参加者の理解度のばらつきが生じること・実際の政策には反映されにくいこと・会議が常設化されていないこと・政府からの財政支援がないことなどが挙げられる。そして、以上の問題点は、気候市民会議の代表例であるイギリスやフランスなどの事例を取り上げたが、他の国にも該当すると考えられる。こうした問題を一つひとつ改善していくことこそが、より実効的な気候市民会議の実現につながるのではないかと考える。また、市民に対しての専門家からの環境に関するレクチャーを行うことで、質の高い提言を行えるようになり市民の有効な政治参加が促進される可能性があると考えられる。

第 3 章 民間団体

第 1 節 環境 NGO の現状

本節では、民間団体における非国家の代表例として非政府組織（Non-governmental Organization: NGO）を取り上げ、その定義と環境問題への取り組み、財政状況について述べる。似た活動を行う団体に非営利組織（Nonprofit Organization: NPO）があるが、国家との比較と国際的に議論されている地球環境問題という点から、本稿では主に環境 NGO について述べる。以下の表は NPO に関する定義であるが、NGO の非政府にかかわる要素を含んでいるためこの定義を援用する。NPO の国別比較を行ったレスター・サラモン（Lester Salamon）は NPO の要素として以下 5 点が必要だと述べる⁴³。

【表 2 サラモンによる NPO の定義】

要素	詳細
組織性	法人として正式な規定が置かれていたり、手続き規定や活動の持続性が見られたりするなど、ある程度の組織がなされていること。
非政府性	組織的に政府から離れていることを指し、政府から支援を受けていることをもって非政府性が欠如することを意味しない。
非営利性	組織の活動の結果生まれた利益を、組織の所有者や理事に還元しないこと。活動によって生まれた利益は組織の基本的使命に対して投資されるべきで、この点が民間のビジネス団体と異なる点である。
自己統治性	自己管理をする力があり、外部によってコントロールされていないことを指す。
自発性	組織活動の実行や業務管理においてある程度の自発性がみられること。これは組織の収入が寄付で賄われていたり、組織の構成員がボランティアであったりすることを意味しない。

（出典：今田忠訳（1996）『台頭する非営利セクター——12 カ国の規模・構成・制度・資金源の現状と展望』ダイヤモンド社、（Milofsky, Carl., Salamon, Lester., & Anheier, Helmut. (1996) *The emerging nonprofit sector: an overview*, Manchester: Manchester University Press New York）、pp.21-23 より筆者作成。）

5 つの要素に加えて毛利聡子は「公益性」を加えている。毛利は、公益性を「公共の利益、すなわち不特定多数の利益に奉仕し寄与すること」⁴⁴としている。これにより犯罪組織や極端な政治的思想を持った団体は排除される。したがって本稿では NGO を組織性・非政府性・非営利性・自己統治性・自発性・公益性の 6 つの要素を満たす団体とする。

まず、NGO が環境問題に取り組むことによる利点について述べる。環境問題に関する民間団体、特

⁴³今田忠訳（1996）『台頭する非営利セクター——12 カ国の規模・構成・制度・資金源の現状と展望』ダイヤモンド社、（Milofsky, Carl., et al. Helmut. (1996) *The emerging nonprofit sector: an overview*, Manchester: Manchester University Press New York）、pp.21-23。

⁴⁴毛利聡子（2011）『NGO から見る国際関係——グローバル市民社会への視座』法律文化社、p.12。

に環境 NGO は今後の気候変動対策の議論にとって重要なアクターであると考え。伊与田は、「環境 NGO は長年にわたって気候変動をめぐる交渉や政策を調査研究してきており、その専門性の蓄積がすべての活動のベースにある」⁴⁵と指摘している。この点からも、環境 NGO はやはり不可欠な存在であるといえる。一例として、気候行動ネットワーク（Climate Action Network: CAN）を挙げる。上記の伊与田は CAN の活動について 3 つの特徴を述べている。CAN は COP 開催時に会議参加者にニュースレターを提供したり、先進国と途上国に関わらず意見交換の場を設定したり、メディアに会議の進行状況や NGO の提言を発信したりしていることが指摘されている⁴⁶。また、松本によると、CAN は、国際 NGO や地域ごとの NGO 約 240 団体が加盟する組織であり、その中には途上国の NGO も含まれていることが示されている⁴⁷。このことから、CAN は環境問題に対する途上国の声を拾い上げやすいと考えられる。

以上より、環境 NGO は主要な国家とは異なり、主体的に環境問題にかかわるアクターといえる。

次に NGO の財政状況について述べる。NGO にとって資金は特に重要である。兵藤と勝間によると、日本社会での NGO の財政基盤は脆弱である⁴⁸。具体的には多くの NGO は組織の運営資金の維持に困難を抱えており、財政支援を受けていても、資金は各々の現地ネットワークに優先的に割かれるケースがほとんどで、直接的な政策提言活動などに活用される難しさを述べている⁴⁹。また、国立環境研究所の「環境 NGO に対するアンケート」では、回答のあった NPO・NGO 403 団体のうち 47% が NPO・NGO にとって必要なこととして、財政基盤の強化を挙げている⁵⁰。

第 2 節 国家の環境 NGO に対する施策

本節では国連経済社会理事会（Economic and Social Council: ECOSOC）における協議的地位付与制度の概要と、国家が NGO に対して行う補助金制度について述べる。国際連合広報センターによると、「協議資格の地位を有する NGO は、理事会とその補助機関の会合にオブザーバーを派遣し、かつ理事会の作業に関連する事項について書面による声明を提出することができる」⁵¹としている。当該制度は NGO を 3 つのカテゴリーに分類し、それぞれに異なった協議的地位を認めている。

【表 3 協議的地位の分類】

⁴⁵伊与田昌慶（2016）「国連気候変動交渉における環境 NGO の理念・活動・役割」『環境保全』30、p.12。

⁴⁶同上書、p.14。

⁴⁷松本泰子（1998）「議定書交渉を動かした国際 NGO」『環境社会学研究』4、p.82。

⁴⁸兵藤智佳・勝間靖（2009）『国際保健をめぐる政策決定プロセスにおける日本の NGO の役割と課題』（財）日本国際交流センター、pp.21-22。

⁴⁹同上書、p.19、pp.21-22。

⁵⁰国立環境研究所（2021）「日本の環境 NPO/NGO の活動と課題に関するアンケート調査報告書」<https://www.nies.go.jp/whatsnew/jqjm1000000x1vct-att/jqjm1000000x1xh3.pdf>、p.17。

⁵¹国際連合広報センター（リリース年不明）「非政府組織（NGO）との関係」https://www.unic.or.jp/info/un/un_organization/ecosoc/ngo/、（2025 年 5 月 14 日閲覧）。

カテゴリー	対象となる NGO
一般協議的地位	理事会の活動の大部分に関係がある NGO。主に大規模な国際 NGO。
特別協議的地位	理事会の特定の活動分野に特別の能力を有する NGO。小規模な NGO、または最近設立された NGO が多い。
限定的協議的地位	理事会の必要に応じて随時貢献する NGO。一般にも特別にも当てはまらない NGO や他の国連専門機関で公式な資格を持っている NGO も含まれる。

(出典：毛利聡子 (2011) 『NGO から見る国際関係——グローバル市民社会への視座』法律文化社、p.9 より一部筆者改編。)

毛利は、国連総会主催の世界会議における NGO 参加の沿革について、1990 年代初めに NGO の国際的な影響力が拡大したことを受けて国連総会が国際会議への参加条件を緩和し、ECOSOC に協議的地位を持つ国際 NGO に加えて国内 NGO にも限定的な協議的地位を認めた。その結果、1992 年の国連環境開発会議 (United Nations Conference on Environment and Development: UNCED、以下地球サミット) において 1400 以上の NGO の関与が可能となり、NGO の存在感が質・量の両面で高まったと毛利は述べている⁵²。NGO は上記のように環境問題に対して重要な役割を担っているが、営利を目的とする組織ではないため、財政面の不安定さが課題としてしばしば挙げられる。

各国政府は一定の条件を満たした環境 NGO に対して補助金などによる支援を行っている。例として、日本の外務省は日本 NGO 連携資金無償協力やジャパン・プラットフォーム (Japan Platform: JPF) を通じた緊急人道支援事業、NGO 事業補助金など、NGO に対する制度を複数設けている⁵³。ここでは日本 NGO 連携資金無償協力について述べる。外務省によると本制度は、「日本の国際協力 NGO が開発途上国・地域で自主的に企画・実施する国別開発協力方針等の日本の ODA 政策の内容に沿う経済社会開発事業に対して、外務省が政府開発援助 (ODA) 資金を供与するもの」⁵⁴である。令和 5 年度には 39 カ国、1 地域の 62 団体に約 70 億円が拠出されている⁵⁵。次に国外の NGO 事情について述べる。情報誌グローバルネットによると、EU では「LIFE」と呼ばれる環境・気候変動プログラムにおいて、NGO だけでなく公的機関や民間事業者も含めて活動や運営の助成がなされている⁵⁶。具体的な LIFE の活動内容としては、2013 年までに総額 31 億ユーロ (約 3700 億円) 支援が実施されており、2021 から 2027

⁵²毛利 (2011) 前掲書、pp.5-6。

⁵³外務省 (2025 年 5 月 1 日) 「ODA (政府開発援助) 国際協力と NGO」https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo.html?banner_id=4658#section4、(2025 年 5 月 16 日閲覧)。

⁵⁴外務省国際協力局 NGO 協力推進室 (2025) 「令和 7 年度日本 NGO 連携無償資金協力実施要領」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100823667.pdf>、p.1。

⁵⁵外務省 (2024 年 5 月 21 日) 「ODA (政府開発援助) 日本 NGO 連携無償資金協力 令和 5 年度 約束日別」https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/pagew_000001_00178.html、(2025 年 5 月 16 日閲覧)。

⁵⁶一般財団法人地球・人間環境フォーラム (2020 年 2 月 17 日) 「グローバルネット 2020 年 2 月号ホットレポート② EU における環境団体の役割とその支援策」<https://www.gef.or.jp/globalnet202002/globalnet202002-6/>、(2025 年 5 月 17 日閲覧)。

年までの期間には 54.5 億ユーロの拠出が予定されているという⁵⁷。外務省の NGO 事業補助金に関する報告書によれば、2000 年度の先進国の NGO6 団体の財務状況のうち、総収入に占める政府系組織からの補助金の割合は、最も低いアメリカのインターアクション（American Council for Voluntary International Action: InterAction）で 38%、最も高いヨーロッパの the EU-NGDO Liaison Committee（CLONG）で 85%であった⁵⁸。日本国内の NGO だけでなく、国際色の強い NGO の財政基盤の一部も政府系組織によって支援されるケースが多いことが読み取れる。

第 3 節 環境 NGO の取り組みにおける問題点

本節では環境 NGO の活動における問題点について述べる。問題点として NGO が重要な政策決定の場に参加できるような制度が整えられていないことを、ECOSOC と気候変動枠組条約の補助機関会合の規則を例に挙げて論じる。

まず、国連における国際 NGO が置かれている状況について論じる。ECOSOC によると、国連と非政府組織との協議関係（Consultative relationship between the United Nations and non-governmental organizations）は、会議における政府間の特質と準備プロセスの認識において、非政府組織の積極的な参加は歓迎されるが交渉の役割は与えられないと示されている⁵⁹。さらに同決議には、会議に認定された非政府組織が適切だとみなされた場合、準備プロセスの間、国連の公用語で書面での発表を行うことが可能であるが、国連の手続き規則に一致するものを除いてこれらの発表は公式文書として発行してはならないと定められている⁶⁰。上記の例から NGO による政策に関する意見の影響力は限定的であると考えられる。

次に、NGO の発言や参加の機会は制限されることがある。国連によると、2025 年 6 月に開催される気候変動枠組条約の補助機関会合（Subsidiary Bodies: SB）において、オブザーバー参加証の要望数は約 1200 から 12500 である一方、受け入れられる数は 2000 に制限されており、この数値は要望数と許容数が著しく離れていることが示されている⁶¹。また、「国連は、全体会議において NGO の発言は時間が許す限りに制限されている。非公式協議は議長や参加国による決定で開かれ、NGO は時間と参加国が許す限り発言できる。また議場が満席の場合、参加国が優先される。必要であればオブザーバーに対してチケットの発行手続きが行われる可能性がある⁶²。」とされている。つまり、NGO はすべてオブザーバー参加できるわけではなく、参加や発言が参加国によって制限されている。また、参加の優先順位においても、NGO は参加国と対等でない。

第 4 節 第 3 章のまとめ

自国の立場を考慮し、政権交代により政策の方向性が変化しがちな国家や利益を追い求める企業と異

⁵⁷同上 web サイト。

⁵⁸外務省（2002）「国際協力 NGO のネットワークングについての調査研究——より効果的な国際協力の実現に向けて」 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/shien/ngo_nw/pdfs/ngo_nw03.pdf, p.34.

⁵⁹UN. Secretariat., & UN. Economic and Social Council. Consultative relationship between the United Nations and non-governmental organizations, UN Doc ST/SG/AC.10/C.4/2001/2 (April 30, 2001), p.13.

⁶⁰Ibid., p.13.

⁶¹United Nations. (2025) “Observer Handbook for SB 62,” <https://unfccc.int/sites/default/files/resource/Observer%20Handbook%20for%20SB62.pdf>, p.15.

⁶²Ibid., pp.37-38.

なり、民間団体、特に環境問題解決に取り組む NGO は気候変動をはじめとする環境問題解決を目指して活動するアクターであるといえる。長期的に環境問題に関わってきた NGO の経験やノウハウを生かすことは国際社会全体の利益になりうる。しかし、問題点で挙げたように、NGO が国際社会や公の場において力を十分に発揮するための制度は不十分である。そのため、環境問題に関わる重要な政策を立案する際には参加国や専門家と同等の立場で NGO の参加を求めることには大きな意味がある。

第 4 章 企業

気候変動問題の深刻化に伴い、企業の環境への取り組みは単なる社会貢献活動を超えて経営戦略の中核的要素となっている。企業は自らの競争力向上と社会的責任の両立を図る一方で、各国政府は市場メカニズムを活用した環境政策の推進に注力している。本章では、企業の自主的取り組みと国家による規制・支援の現状を分析し、それぞれが抱える課題を明らかにすることで、持続可能な社会実現に向けた効果的なアプローチを検討する。

第 1 節 現状分析

第 1 項 企業の取り組み

現在、環境問題に積極的に対応する企業は、業界のリーダー的存在として期待されている。その中で注目されているのが企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility: CSR）とサステナビリティによる自主規制である。CSR とは企業が利益追求のみならず従業員や消費者、地域社会など多様な利害関係者の期待に応える責任をもつという考え方である⁶³。一方で、サステナビリティとは、個人や企業、国を含めた社会全体が持続可能な社会の実現に向けて行う活動のことである⁶⁴。

企業の社会貢献活動が企業評価に影響を与えることは多くの研究で示されており、社会貢献活動が一過性の活動ではなく継続的に社会貢献活動に従事していること⁶⁵、支援する対象に合わせて妥当な支援方法が選択できていること⁶⁶、活動が企業からの一方向的な金銭提供ではなく顧客との価値共創が行われていること⁶⁷が効果的であるとされている。特に、顧客・サプライヤーといったビジネス主体および NGO・大学・行政機関といった非ビジネス主体との協働力は市場業績に、非ビジネス主体との協働力はイメージ業績により大きな影響を与えている⁶⁸。平成 13 年国民生活モニター調査によると、「企業が社会的信用を得るために力を入れるべき具体的なものとして、「環境保護」が 71%となっている⁶⁹。これ

⁶³厚生労働省（リリース年不明）「CSR（企業の社会的責任）」<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/csr.html>、（2025 年 4 月 19 日閲覧）。

⁶⁴Long, Thomas. (2021) "Sustainable Business Strategies," Decent Work and Economic Growth, p.975.

⁶⁵Du, Shuili. et al. (2010) "Maximizing business returns to corporate social responsibility (CSR): The role of CSR communication," *International Journal of Management Reviews*, 12(1), p.12.

⁶⁶Hildebrand, Diogo. et al. (2017) "Consumer Responses to Corporate Social Responsibility (CSR) Contribution Type," *Journal of Consumer Research*, 44(4), p.738.

⁶⁷Chen, Xiaoye., & Huang, Rong. (2018) "The impact of diverse corporate social responsibility practices on consumer product evaluations," *Product & Brand Management*, 27(6), pp.710-711.

⁶⁸Dangelico, Rosa. Mario., & Pontrandolfo, Pierpaolo. (2015) "Being 'Green and Competitive': The Impact of Environmental Actions and Collaborations on Firm Performance," *Business Strategy and the Environment*, 24(6), p.414.

⁶⁹内閣府国民生活局（2001）「平成 13 年国民生活モニター（9 月実施）調査調査結果」<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10361265/www5.cao.go.jp/seikatsu/monitor/pdf/1102monitor-2.pdf>、p.3。

ら消費者にとっての企業評価は企業価値の向上に繋がるため、企業にとって環境問題に取り組む大きなモチベーションになっている。また、東洋経済の「CSR 企業ランキング 2024 年版（第 18 回）の結果」を見ると、環境への取り組みが評価項目として挙げられており、多くの企業が再生可能エネルギーの活用やリサイクル製品の開発などを推進している⁷⁰。グローバル企業は自国にとどまらずに活動しているため、大きな影響力を持つ。例えば、トヨタ自動車は 2025 年までにライフサイクル全体での CO₂排出ゼロを目指しており、新車の平均 CO₂排出量の 90%を削減するという目標を掲げている⁷¹。また、ユニクロでは不要になった同社の衣料品を店舗で回収後、国連を通じて世界各地の難民キャンプや被災地へ、リユース品として届けている⁷²。このように、企業の社会的責任や環境対応は、単なる法令順守を超えた競争力の源泉となっている。加えて、グローバルに活動する上で環境規制が先進的な国や地域での規制を基準とした製品開発やサービスの提供が求められており、企業も競争を通してグローバルに足並みを揃えようとしている⁷³。今後も企業活動の中核としてその重要性が増すと考えられる。

第 2 項 国家の企業に対する取り組み

企業の行動を方向づける上で、国家が与える主要な原動力とは、制度的な要請である。2015 年 4 月に G20 の財務大臣と中央銀行総裁が、気候変動が金融システムに与える影響についての検討を促す要請を世界に向けて発表した⁷⁴。それを受けた金融安定理事会（Financial Stability Board: FSB）が気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures: TCFD）を設立した⁷⁵。TCFD の提言は、企業が気候関連の財務情報を効果的に開示するための枠組みとして、4850 を超える世界各国の企業や団体に受け入れられている⁷⁶。

また、その流れを受けて政府も TCFD 提言に沿った開示の推進を進めており、世界の合計国内総生産（Gross Domestic Product: GDP）の 60%近くを占める 19 の管轄区域が、TCFD 提言に沿った開示要件の導入、または 2025 年度までの導入の予告をしている⁷⁷。例えば、米国証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission: SEC）は 2022 年、TCFD 提言にのっとった形での気候関連情報開示の提案を行っている⁷⁸。日本でも、金融庁より「記述情報の開示に関する原則」として、上場企業等などに対して有価証券報告書での開示が義務化されている⁷⁹。TCFD を含む情報開示基準は、企業の自主的な取り組みに開示という形で規律を与えるものであり、気候変動問題を市場メカニズムの中に

⁷⁰東洋経済新報社（2024）「東洋経済『CSR 企業ランキング 2024 年版（第 18 回）』の結果」<https://corp.toyokeizai.net/news/wp-content/uploads/sites/5/2024/02/20240205.pdf>, p.1。

⁷¹トヨタ自動車（2015）「トヨタ自動車、『トヨタ環境チャレンジ 2050』を発表」<https://global.toyota/jp/download/12092998>, p.2。

⁷²ユニクロ（リリース年不明）「難民の現在とユニクロの支援活動」<https://www.uniqlo.com/jp/ja/contents/sustainability/society/refugees/>、（2025 年 5 月 17 日閲覧）。

⁷³藤田慶彦（2006）「環境経営による企業価値向上——CSR と金融機関」『MACRO REVIEW』18(1)、p.48。

⁷⁴“G20 Finance Ministers and Central Bank Governors Meeting”（Washington D.C., USA, April 16-17, 2015）p.1。

⁷⁵FSB. (December 4, 2015) “FSB to establish Task Force on Climate-related Financial Disclosures,” <https://www.fsb.org/2015/12/fsb-to-establish-task-force-on-climate-related-financial-disclosures/>, (accessed June 7, 2025)。

⁷⁶Task Force on Climate-related Financial Disclosure. (2023) “Task Force on Climate-related Financial Disclosures: 2023 Status Report,” <https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2023/09/2023-Status-Report.pdf>, p.81。

⁷⁷Ibid., pp.83-84。

⁷⁸U.S. Securities and Exchange Commission. (March 21, 2022) “SEC Proposes Rules to Enhance and Standardize Climate-Related Disclosures for Investors,” <https://www.sec.gov/newsroom/press-releases/2022-46>, (accessed June 6, 2025)。

⁷⁹金融庁（2024 年 1 月 31 日）「『企業内容等の開示に関する内閣府令』等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について」<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230131/20230131.html>、（2025 年 6 月 6 日閲覧）。

取り込む動きの一環であるといえる。

第 2 節 問題点

第 1 項 企業の取り組みにおける問題点

現代の経済社会において、企業と一括りに語ることが多いが、実態は一様ではない。企業には規模や資本力、事業内容において大きな差異があり、直面する問題は根本的に異なる。ここでは、大企業と中小企業を区別し、それぞれの問題を論じる。

大企業特有の課題として、まず社会的監視の強化によってプレッシャーが高まり、挑戦的な環境投資を避ける傾向が生じる点が挙げられる。投資家・消費者・NGO などから環境パフォーマンスに対する監視が強まる中、大企業はリスクを避けるようになり、革新的な取り組みが抑制される可能性がある。次に、短期的なイメージ向上を優先するあまり、実態を伴わない環境アピール、いわゆる「グリーンウォッシング」⁸⁰に陥るケースがある点である。これは企業の環境対策活動に対する信頼性を損ねる要因となる。さらに、「汚染逃避地仮説」⁸¹が示すように、環境規制が厳しい先進国から規制の緩やかな開発途上国へと事業を移転する構造を生み出し、一見すると地域的には環境改善が見られるものの、全体としての地域環境問題は依然として解決されていない点である。

ここで、グリーンウォッシングの具体例として、Nestlé USA の事例を取り上げる。ガーディアン紙によると、世界のチョコレート産業が西アフリカで壊滅的な規模の森林破壊を引き起こしている⁸²。大手チョコレートブランドに販売するココア取引業者は、1960 年以降熱帯雨林の面積が 80%以上減少したコートジボワールの保護区内で違法に栽培された豆を購入している⁸³。Nestlé USA もこの一つである。実際に、Nestlé USA を被告とした裁判で、原告のルネ・ウォーカー（Renee Walker）氏は、Nestlé USA は「持続可能なカカオを使用している」と謳っており、「サステナブル」や「UTZ 認証」との商品表示があるが、実際には西アフリカの児童労働によって得られた原料を使っていると主張している⁸⁴。

次に、汚染逃避地仮説の実証例として、中国の事例を挙げる。差分の差分法（Difference in Difference: DID）という、政策の「前後の変化の差」を、政策の影響を受けた二つのグループ、処置群・対照群で比べた因果効果を推定する統計手法による推定結果によると、1998 年に中国政府が導入した大気汚染・酸性雨対策のための環境政策において、環境問題への規制が厳しい二つの規制区域（Two

⁸⁰United Nations によると、グリーンウォッシングとは、グリーンや環境にやさしいなど、標準的な定義がなく誤解されやすいラベルを意図的につけることや信頼できる計画が実施されているのにも関わらず、企業の汚染物質排出量を実質ゼロに削減する軌道に乗っていると主張することなど企業やその他の団体が上部だけの偽善の環境教育をしていることを意味する。United Nations. (n.d.) “Greenwashing: the deceptive tactics behind environmental claims,” <https://www.un.org/en/climatechange/science/climate-issues/greenwashing>, (accessed May 18, 2025).

⁸¹国際環境研究所によると、汚染逃避地仮説とは、環境規制が厳格な先進国から環境規制が緩い開発途上国へと、汚染産業の生産地が環境規制から「逃避」するように移動していくのではないかとという仮説である。NPO 法人国際環境経済研究所（2023）「汚染逃避地仮説——環境と経済の調和を探る」https://ieei.or.jp/2023/12/tanaka_teshima20231211/, (2025 年 5 月 16 日閲覧)。

⁸²Maclean, Ruth. (September 13, 2017) “Chocolate industry drives rainforest disaster in Ivory Coast,” *The Guardian*, <https://www.theguardian.com/environment/2017/sep/13/chocolate-industry-drives-rainforest-disaster-in-ivory-coast>, (accessed May 17, 2025).

⁸³Maclean, Ruth. (September 13, 2017) “Once this was all trees, but they burned them to plant cocoa: the ruin of West Africa's rainforest,” *The Guardian*, <https://www.theguardian.com/world/2017/sep/13/deforestation-ivory-coast-trees-chimpanzees-make-way-cocoa>, (accessed May 17, 2025).

⁸⁴Zeldes, I. Helen. et al. (2019) “Case 3:19-cv-00723-L-KSC Document 1,” <https://www.classaction.org/media/walker-v-nestle-usa-inc-et-al.pdf>, p.4.

Control Zones: TCZ) では、外国への直接投資と呼ばれる海外直接投資 (Foreign Direct Investment: FDI) 流入が約 41%減少したことが示されている⁸⁵。非 TCZ (規制が緩い地域) と比較すると、規制が強い都市から緩い都市への FDI の移転つまり、汚染回避的な投資行動が確認された⁸⁶。

一方で、中小企業は大企業とは異なる性質の以下の 5 つの課題に直面している。1 つ目の問題は資源の制約であり、財務や専門人材が限られていることからグリーン開発への投資能力や規制対応力が乏しいことが挙げられる⁸⁷。2 つ目に挙げられるのは認識と情報のギャップで、環境規制や支援制度についての理解不足が制度活用の障壁となっている点である⁸⁸。3 つ目は、管理負担の大きさが課題となっており、限られたリソースの中での事務処理や規制対応が大企業に比べて過重になりやすい点である⁸⁹。4 つ目としては資金調達の困難さが挙げられ、将来的な成長分野やグリーン分野への投資資金の確保が難しく、企業の発展を阻害している⁹⁰。そして 5 つ目に、政策決定における影響力の限定があり、自社のニーズや課題が政策に十分反映されないという構造的な問題が残っている⁹¹。

第 2 項 国家の企業への取り組みにおける問題点

第 4 章第 1 節第 2 項で示したような国家レベルでの推進努力にもかかわらず、取り組みの中での問題点も存在する。TCFD の最終報告書によると、データ、特に財務計画に与える影響の報告のデータにギャップがあること、言語の制約があることが挙げられている⁹²。特に、気候変動が企業の事業、戦略、財務計画に与える潜在的な影響についての報告が遅れていることが課題とされている。言語の制約については、TCFD に沿った開示要件を導入している管轄区域のレビューが、英語で入手可能な文書に限定されているため、実際の要件導入状況が過小評価されている可能性があることが示されている⁹³。

統合報告では、情報とニーズの間にミスマッチが生じる可能性があり、これは統合報告における根本的な仕様の誤りを示唆している⁹⁴。また、11 項目全てを開示している企業は限定的であり、部分的な開示に留まる企業も多い⁹⁵。そのため、企業間での比較可能性が依然として課題であるといえるだろう。

TCFD は気候変動の財務への影響に関する質の高い開示といった面では、引き続き改善が必要な課題として残っている。TCFD のモニタリング等の役割は、今後国際サステナビリティ基準審議会

⁸⁵Lu, Yi. et.al. (2012) “Is There a Pollution Haven Effect? Evidence from a Natural Experiment in China,” *Munich Personal RePEc Archive*, 38787, p.3.

⁸⁶Ibid., p.17.

⁸⁷Koirala, Shashwat. (2019) “SMEs: Key Drivers of Green and Inclusive Growth,” https://www.oecd.org/en/publications/smes-key-drivers-of-green-and-inclusive-growth_8a51fc0c-en.html, p.20.

⁸⁸Lyman, H. Clark., E. H. Pechan & Associates, Inc. (1988) “THE SMALL BUSINESS SECTOR STUDY: IMPACTS OF ENVIRONMENTAL REGULATIONS ON SMALL BUSINESS,” <https://www.epa.gov/sites/default/files/2017-09/documents/ee-0307d-01.pdf>, Chapter 4-1.

⁸⁹Sustainability Directory. (December 28, 2024) “Could Over-Regulation Stifle Innovation?: Regulations must guide, not stifle, innovation for a sustainable future,” <https://sustainability-directory.com/question/could-over-regulation-stifle-innovation/>, (accessed May 17, 2025).

⁹⁰Zhong, Yufen., Yao, Xingyuan., & Lin, Weiming. (2025) “The Impact of Environmental Regulation on the Growth of Small and Micro Enterprises: Insights from China,” *Sustainability*, 17(5), p.2.

⁹¹Ibid., p.5.

⁹²Task Force on Climate-related Financial Disclosures. (2023) op. cit,p.i.

⁹³Ibid., p.11.

⁹⁴O'Dwyer, Brendan., & Unerman, Jeffrey. (2020) “Shifting the focus of sustainability accounting from impacts to risks and dependencies: researching the transformative potential of TCFD reporting,” *Accounting, Auditing & Accountability Journal*, 33(5), p.8.

⁹⁵Task Force on Climate-related Financial Disclosures. (2022) “Task Force on Climate-related Financial Disclosures 2022: Status Report,” <https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2022/10/2022-TCFD-Status-Report.pdf>, p.6.

(International Sustainability Standards Board: ISSB) に引き継がれる予定である⁹⁶。ISSB は、G20、金融安定理事会 (Financial Stability Board: FSB)、証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commissions: IOSCO) などの要請に応じて、公共の利益のために、金融市場におけるサステナビリティ情報開示の包括的なグローバルな基準を策定することを目的としている⁹⁷。具体的には、これまでに乱立していた複数の情報開示基準を統合し、透明化することを目指している⁹⁸。

さらに、日本の上場会社による情報開示は、計表等については、詳細に定められている一方で、会社の財政状態、経営戦略、リスクガバナンス、社会や環境問題に関する事項などについて説明等を行う非財務情報をめぐっては、ひな型的で具体性を欠く記述となっており付加価値に乏しい。取締役会はこうした情報を含め開示、提供される情報が可能な限り利用者にとって有益な記載となるよう積極的に関与を行う必要がある⁹⁹。

総括すると、国家の企業への取り組みにおける問題点は大きく分けて以下三点に集約される。

第一に、企業規模に応じたアプローチの必要性が挙げられる。大企業に対しては、グリーンウォッシング防止のための監視体制強化と、汚染逃避地問題への国際協調による対応が重要である。具体的には、第三者機関による検証制度の確立や、多国間での環境基準の調和が求められる。中小企業に対しては、情報提供の充実、簡素化された規制対応支援、グリーン投資への優遇融資制度、政策決定過程への参画機会の拡大などが必要である。

第二に、情報開示基準の国際的な統一の推進である。ISSB による開示基準の乱立状態の解消と、企業、投資家双方のニーズに焦点を当てた包括的なグローバル基準の策定は、投資家の意思決定を支援し、最終的には企業と投資家の会話の促進に寄与する¹⁰⁰。ただし、基準の統一化にあたっては、各国の制度的背景や企業の実態を十分に考慮し、実効性のある制度設計が求められる。

第三に、実効性の担保である。単なる開示義務の拡大ではなく、開示内容の質的向上と検証可能性の確保が重要である。標準化された測定手法の開発、独立した監査制度の確立、違反に対する適切な制裁措置の設定などに注力することが必要である。

第 3 節 第 4 章のまとめ

本章での分析から明らかになったのは、企業自身と国家の両方向からのアプローチが、それぞれに限界を抱えているという現実である。大企業は資源と技術力を持ちながらも、社会的評価によるリスク回避傾向、グリーンウォッシング、汚染逃避地という構造的な課題に直面している。一方、中小企業は環境への取り組み意欲を持ちながらも、資源的な制約、情報のギャップ、管理負担の重さ、資金調達のむ

⁹⁶SSBJ サステナビリティ基準委員会 (2023 年 6 月 26 日) 「ISSB が最初のグローバルなサステナビリティ開示基準を公表」 https://www.ssb-j.jp/jp/activity/press_release_ssbj/y2023/2023-0626.html、(2025 年 6 月 6 日閲覧)。

⁹⁷IFRS. (November 3, 2021) “Global sustainability disclosure standards for the financial markets,” <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2021/11/global-sustainability-disclosure-standards-for-the-financial-markets/>, (accessed June 7, 2025).

⁹⁸IFRS. (n.d.) “IFRS Foundation welcomes culmination of TCFD work and transfer of TCFD monitoring responsibilities to ISSB from 2024,” <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2023/07/foundation-welcomes-tcfid-responsibilities-from-2024/>, (accessed June 7, 2025).

⁹⁹株式会社東京証券取引所 (2018) 「コーポレートガバナンス・コード——会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために」 <https://www.jpx.co.jp/news/1020/nlsgeu000000xbfx-att/nlsgeu0000034qt1.pdf>, p.11。

¹⁰⁰IFRS. (n.d.) “International Sustainability Standards Board,” <https://www.ifrs.org/groups/international-sustainability-standards-board/>, (accessed June 8, 2025).

ずかしさ、限られた政策影響力などの複合的な制約に阻まれている。

国家レベルでの取り組みにおいても、TCFD に代表される開示基準は一定の効果を上げているものの、データの不完全性、言語制約による過小評価、企業間の比較可能性の欠如、非財務情報開示の形式的な対応といった問題がいまだ残っている。これらの課題は、単独では解決困難であり、企業と国家それぞれのアプローチに対して統合的な改善が必要であることを示唆している。

企業の環境への取り組みは、自主的な動機と国家による規制の両面から推進されているが、企業規模による課題の相違や国際的な制度格差が効果的な環境対策の障壁となっている。問題解決のためには、これらの課題を踏まえた包括的なアプローチが不可欠である。

終章

本稿では市民・民間団体・企業の 3 つのアクターに注目しそれぞれの地球環境問題への取り組みを取り上げ、各アクターが地球環境問題に対して影響力を持ち合わせていることが分かった。しかし第 3 章第 3 節で取り上げたように、現状として地球環境問題に対して話し合う正式な場に民間団体は参加できていないという問題がある。すべての市民が政治に平等に参加できることが自由民主主義であるにもかかわらず、全てのアクターが同じ席について地球環境問題について話し合う場が整っていないことは、自由民主主義に反するのではないだろうか。本章では以上の分析から国家に求められている役割について論証する。

はじめに第 2 章では市民に焦点を当て分析し、市民単体では政治的影響力を与えることは困難であるとわかった。市民の声を直に政治に反映させるためには、気候市民会議の存在がカギとなり、民主主義の実現につながるのではないかと考える。

次に第 3 章では民間団体に焦点を当て分析し、環境 NGO は非営利的組織として環境問題解決に向けて活動しており、社会情勢により政策が変化する国家や、利益追求を目的とする企業と異なる存在である。長期的かつ現場で環境問題に関わってきた民間団体と国家が連携を強めることで環境保全促進に大いに結びつくだろう。公的な場で専門家などと同様の提言が認められる制度の構築が重要である。

最後に第 4 章では企業に焦点を当て分析し、TCFD では企業の環境対策を市場のメカニズムにのっとってコントロールする動きが見られた。しかしながら、不十分な面も多く、市場とこれまでの法的な規制の協働が必要である。また、現状の課題分析をもとに、ISSB に求められる役割を分析した。経営規模に応じた環境対策を策定し、監査の強化と中小企業への環境対策支援を行うこと、並びに国際的な基準の統一を図りより開示情報の質を高めていくことが求められる。

以上から本稿では、地球環境問題において非国家組織との関連で国家に求められる役割は、地球環境問題解決のために地球環境問題への関心を高めるための啓蒙活動を行うこと、すべてのアクターが協議に参加できる場を提供することであると結論付ける。各アクターがより自発的に環境問題に取り組んでもらうためにも、気候市民会議での専門家からのレクチャーや TCFD 設立の要請の様に、国家発信で啓蒙を行い人々の地球環境問題への関心を高めることも有効なのではないだろうか。関心が高まることは、環境問題への取り組みがより活発化することにつながると考える。また、様々な背景を持つアクターが同じ席に着き地球環境問題に関する協議を行うことは自由民主主義を両立した取り組みを実現するうえで大きな意義があると考えられる。なぜなら地球環境問題は全てのアクターに関わる事項であるため、政策

の決定、遵守にあたって当事者意識をもって取り組むことが重要だからである。自由民主主義的な政策形成により、各アクターが政治過程に参加する権利を保障することで積極的な活動を促進し、納得感をもって問題解決に取り組むことにつながる。そのために政治的平等や、それによる有効な政治参加を促すといった民主的な体制を強化する必要がある。環境問題解決においては、現在の代議制民主主義といった政治制度に囚われない、自由民主主義的な協議の再考が求められているのではないだろうか。具体的には気候市民会議、またはそれに準ずる集会の整備、政策決定の議論への環境 NGO の正式な参加や、公文書への声明の掲載を行う。また国が主導する情報開示の国際的な基準を統一し、さらなる公平性、透明性を確保したうえで相互に連携していくなど非国家アクターを国家と同等の影響を持つものとして扱うことで公的な場での存在感が強化されると考える。経済や軍事などと異なり機密性が薄く、公共性の高い分野である環境問題においては各アクターの参加を積極的に認めることで、迅速な問題解決に結びつくと期待したい。これらの取り組みを実現するために、国家は現行されている国家主体の政策決定への非国家の介入をより積極的に認めていかなければならない。またそれと同時に各アクターの行動を統制し、民主的意思決定とのバランスをとっていくことが求められると結論付ける。

ただし、本稿では取り上げられていない課題、分析が残っている。第一に本稿では、現行している国家と非国家の相互の関わりで取り上げられていないものも多数あるため、問題解決が遠ざかっていることを非国家アクターの政治参加の不足だとは断言できない。また民間団体や市民の発言権を増やすことが問題解決に有効であると述べたが、過激な民間団体や、知識の不足が指摘されやすい市民の権限を増やすことで生じるリスクについては取り上げなかった。権限の範囲が拡大することで、責任の所在も分散されてしまうことについては注意が必要である。

第二に自由民主主義を環境問題解決のために有効な方法として扱ったが、その他の政治的イデオロギーに関する分析は行わなかった。社会主義国家など、自由民主主義以外の主義を掲げる国では環境改善が遠ざかっているかの検証を行わなかった。前提として、現在まで西側諸国が提唱してきた自由民主主義を是とする論旨で執筆したため、新たな体制での問題解決の可能性を見落としている可能性もある。果たして自由民主主義とは普遍的で、問題解決に有効な唯一の主義であるといえるのか、今後も分析していく必要がある。

第三にこの議論は発展途上国よりは先進国を前提として想定されているので、問題解決に取り組む市民の前提条件が揃わないことも考慮に入れなくてはならない。環境問題解決に取り組む余裕のない立場の人々がどのように参加するのか、または参加しないことを選択するのかを考慮に入れてより実際の体制構築を目指すことが求められる。

参考文献

<邦文著書>

江澤誠（2011）『地球温暖化問題原論ネオリベリズムと専門家集団の誤謬』新評論。

兵藤智佳・勝間靖（2009）『国際保健をめぐる政策決定プロセスにおける日本の NGO の役割と課題』（財）日本国際交流センター。

三上直之（2022）『気候民主主義——次世代の政治の動かし方』岩波書店。

毛利聡子（2011）『NGO から見る国際関係——グローバル市民社会への視座』法律文化社。

<邦文雑誌論文>

伊与田昌慶（2016）「国連気候変動交渉における環境 NGO の理念・活動・役割」『環境保全』30、11-16。

藤田慶彦（2006）「環境経営による企業価値向上——CSR と金融機関」『MACRO REVIEW』18(1)、45-54。

松本泰子（1998）「議定書交渉を動かした国際 NGO」『環境社会学研究』4、81-84。

<邦文報告書>

石丸美奈（2022）「気候市民会議——脱炭素社会実現への新たな試みと日本」<https://www.jkri.or.jp/PDF/2022/Rep184ishimaru.pdf>。

一般社団法人環境政策対話研究所（2022）「欧州気候市民会議——欧州における気候民主主義のさらなる展開（2022 年版） Proliferation of Climate Citizens' Assemblies in Europe 」<https://cdn.goop.e.jp/61503/221028213754-635bcd22a8da0.pdf>。

外務省（2025）「日本の排出削減目標」https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1w_000121.html。

——（2002）「国際協力 NGO のネットワークングについての調査研究——より効果的な国際協力の実現に向けて」https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/shien/ngo_nw/pdfs/ngo_nw03.pdf。

外務省国際協力局 NGO 協力推進室（2025）「令和 7 年度日本 NGO 連携無償資金協力実施要領」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100823667.pdf>。

株式会社東京証券取引所（2018）「コーポレートガバナンス・コード——会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために」<https://www.jpex.co.jp/news/1020/nlsgeu000000xbfx-att/nlsgeu0000034qt1.pdf>。

気候市民会議さっぽろ 2020 実行委員会（2021）「気候市民会議さっぽろ 2020 報告書速報版」<https://www.env.go.jp/council/06earth/%E5%8F%82%E8%80%83%E3%80%80%E6%B1%9F%E5%AE%88%E6%AD%A3%E5%A4%9A%E5%A7%94%E5%93%A1%E3%81%94%E6%8F%90%E5%87%BA%E8%B3%87%E6%96%99.pdf>。

国立環境研究所（2021）「日本の環境 NPO/NGO の活動と課題に関する アンケート調査報告書」<https://www.nies.go.jp/whatsnew/jqjm1000000x1vct-att/jqjm1000000x1xh3.pdf>。

東洋経済新報社（2024）「東洋経済 『CSR 企業ランキング 2024 年版（第 18 回）』の結果」<https://corp.toyokeizai.net/news/wp-content/uploads/sites/5/2024/02/20240205.pdf>。

トヨタ自動車（2015）「トヨタ自動車、『トヨタ環境チャレンジ 2050』を発表」<https://global.toyota.jp/download/12092998>。

内閣府国民生活局（2001）「平成 13 年国民生活モニター（9 月実施）調査調査結果」<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10361265/www5.cao.go.jp/seikatsu/monitor/pdf/1102monitor-2.pdf>。

<邦文 web サイト・動画>

一般財団法人地球・人間環境フォーラム（2020 年 2 月 17 日）「グローバルネット 2020 年 2 月号ホットレポート②EU における環境団体の役割とその支援策」<https://www.gef.or.jp/globalnet202002/globalnet202002-6/>、（2025 年 5 月 17 日閲覧）。

外務省（2025 年 5 月 1 日）「ODA（政府開発援助）国際協力と NGO」https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo.html?banner_id=4658#section4、（2025 年 5 月 16 日閲覧）。

——（2024 年 5 月 21 日）「ODA（政府開発援助）日本 NGO 連携無償資金協力 令和 5 年度 約束日別」https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/pagew_000001_00178.html、（2025 年 5 月 16 日閲覧）。

川崎市地球温暖化防止活動推進センター（リリース年不明）「脱炭素かわさき市民会議」<https://www.ckawasaki.jp/kwccca/citizen.html>、（2025 年 4 月 19 日閲覧）。

金融庁（2024 年 1 月 31 日）「『企業内容等の開示に関する内閣府令』等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について」<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230131/20230131.html>、（2025 年 6 月 6 日閲覧）。

厚生労働省（リリース年不明）「CSR（企業の社会的責任）」https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudous_eisaku/csr.html、（2025 年 4 月 19 日閲覧）。

国際連合広報センター（リリース年不明）「非政府組織（NGO）との関係」https://www.unic.or.jp/info/un/un_organization/ecosoc/ngo/、（2025 年 5 月 14 日閲覧）。

国立研究開発法人国立環境研究所（2024 年）「気候市民会議により持続可能な地域社会への道筋を示す」https://www.nies.go.jp/kokkanken_view/deep/column-20240325-8.html#gsc.tab=0、（2025 年 6 月 6 日閲覧）。

ユニクロ（リリース年不明）「難民の現在とユニクロの支援活動」<https://www.uniqlo.com/jp/ja/contents/sustainability/society/refugees/>、（2025 年 5 月 17 日閲覧）。

NPO 法人国際環境経済研究所（2023 年 12 月 11 日）「汚染逃避地仮説——環境と経済の調和を探る」https://ieei.or.jp/2023/12/tanaka_teshima20231211/、（2025 年 5 月 16 日閲覧）。

SSBJ サステナビリティ基準委員会（2023 年 6 月 26 日）「ISSB が最初のグローバルなサステナビリティ開示基準を公表」https://www.ssb-j.jp/jp/activity/press_release_ssbj/y2023/2023-0626.html、（2025 年 6 月 6 日閲覧）。

Vane Online（2024 年 10 月 19 日）「なぜ、いま、気候市民会議なのか——民主主義システムの機能不全と民主主義のイノベーション『熟議型民主主義』の地平線」<https://vane.online/2024/10/19/%E3%80%90%E9%80%A3%E8%BC%89%E3%82%B3%E3%83%A9%E3%83%A041%E3%80%91%E3%81%AA%E3%81%9C%E3%80%81%E3%81%84%E3%81%BE%E3%80%81%E6%B0%97%E5%80%99%E5%B8%82%E6%B0%91%E4%BC%9A%E8%AD%B0%E3%81%AA%E3%81%AE%E3%81%8B/>、（2025 年 4 月 1 日閲覧）。

<邦訳書>

今田忠訳（1996）『台頭する非営利セクター——12 カ国の規模・構成・制度・資金源の現状と展望』ダイヤモンド社、（Milofsky, Carl., Salamon, Lester., & Anheier, Helmut. (1996) *The emerging non-profit sector: an overview*, Manchester: Manchester University Press New York）。

<欧文著書>

Dahl, A. Robert. (1998) *On democracy*, New Haven & London: Yale University Press.

<欧文雑誌論文>

- Chen, Xiaoye., & Huang, Rong. (2018) “The impact of diverse corporate social responsibility practices on consumer product evaluations,” *Product & Brand Management*, 27(6), 701-715.
- Dangelico, Rosa. Mario., & Pontrandolfo, Pierpaolo. (2015) “Being ‘Green and Competitive’: The Impact of Environmental Actions and Collaborations on Firm Performance,” *Business Strategy and the Environment*, 24(6), 413-430.
- Du, Shuli., Bhattacharya, C. B., & Sen, Sankar. (2010) “Maximizing business returns to corporate social responsibility (CSR): The role of CSR communication,” *International Journal of Management Reviews*, 12(1), 8-19.
- Elstubb, Stephen., Carrick, Jayne., Farrell, M. David, & Mockler, Patricia. (2021) “The Scope of Climate Assemblies: Lessons from the Climate Assembly UK,” *Sustainability*, 13(20), 1-17.
- Hildebrand, Diogo., Demotta, Yoshiko., Sen, Sankar., & Valenzuela, Ana. (2017) “Consumer Responses to Corporate Social Responsibility (CSR) Contribution Type,” *Journal of Consumer Research*, 44(4), 738-758.
- Long, Thomas. (2021) “Sustainable Business Strategies,” *Sustainable Business Strategies*, 975-985.
- Lu, Yi., Wu, Mingqin., & Yu, Linhui. (2012) “Is There a Pollution Haven Effect? Evidence from a Natural Experiment in China,” *Munich Personal RePEc Archive*, (38787), 1-19.
- O'Dwyer, Brendan., & Unerman, Jeffrey. (2020) “Shifting the focus of sustainability accounting from impacts to risks and dependencies: researching the transformative potential of TCFD reporting,” *Accounting, Auditing & Accountability Journal*, 33(5), 1113-1141.
- Plattner, F. Marc. (1999) “From Liberalism to Liberal Democracy,” *Journal of Democracy*, 10(3), 121-134.
- Torney, Diarmuid. (2021) “Deliberative Mini-Publics and the European Green Deal in Turbulent Times: The Irish and French Climate Assemblies,” *Politics and Governance*, 9(3), 380-390.
- Zhong, Yufen., Yao, Xingyuan., & Lin, Weiming. (2025) “The Impact of Environmental Regulation on the Growth of Small and Micro Enterprises: Insights from China,” *Sustainability*, 17(5), 1-24.

<欧文報告書>

- Abbas, Nabila. (2023) “*TOWARDS PERMANENT CITIZENS’ CLIMATE ASSEMBLIES*,” https://uploads-ssl.webflow.com/65b77644e6021e9021de8916/65ddc119b11f3cb81207d076_Towards-permanent-climate-assemblies_Draft-for-comment.pdf.
- Bürgerrat Klima. (2021) “*Citizen's Climate Report: Recommendations for German climate policy*,” https://buergerrat-klima.de/content/pdfs/BK_211213_Gutachten_Digital_English.pdf.
- European Union. (2024) “*France's climate action strategy*,” [https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2024/767181/EPRS_BRI\(2024\)767181_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2024/767181/EPRS_BRI(2024)767181_EN.pdf).
- Hale, Thomas (2018) “*The Role of Sub-state and Nonstate Actors in International Climate Processes*,” <https://www.chathamhouse.org/sites/default/files/publications/research/2018-11-28-non-state-actors-climate-synthesis-hale-final.pdf>.
- House of Commons. (2021) “*Climate Assembly UK: where are we now?*,” <https://committees.parliament.uk/publications/6617/documents/71408/default/>.
- Koirala, Shashwat. (2019) “*SMEs: Key Drivers of Green and Inclusive Growth*,” https://www.oecd.org/en/publications/smes-key-drivers-of-green-and-inclusive-growth_8a51fc0c-en.html.
- Lyman, H. Clark., E. H. Pechan & Associates, Inc. (1988) “*THE SMALL BUSINESS SECTOR STUDY: IMPACTS OF ENVIRONMENTAL REGULATIONS ON SMALL BUSINESS*,” <https://www.epa.gov/sites/default/files/2017-09/documents/ee-0307d-01.pdf>.
- Task Force on Climate-related Financial Disclosures. (2023) “*Task Force on Climate-related Financial Disclosures: 2023 Status Report*,” <https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2023/09/2023-Status-Report.pdf>.
- (2022) “*Task Force on Climate-related Financial Disclosures 2022: Status Report*,” <https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2022/10/2022-TCFD-Status-Report.pdf>.
- United Nations. (2025) “*Observer Handbook for SB 62*,” <https://unfccc.int/sites/default/files/resource/Observer%20Handbook%20for%20SB62.pdf>.
- (2015) “*Adoption of the Paris agreement*,” <https://unfccc.int/resource/docs/2015/cop21/eng/l09r01.pdf>.

United Nations Environment Programme. (2023) “*Emissions Gap Report 2023: Broken Record: Temperatures hit new highs, yet world fails to cut emissions (again)*,” <https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/43922/EGR2023.pdf?sequence=3&isAllowed=y>.

United Nations Framework Convention on Climate Change. (2021) “*Improved Marrakech Partnership for Global Climate Action for Enhancing Ambition: 2021–2025*,” <https://unfccc.int/sites/default/files/resource/Improved%20Marrakech%20Partnership%202021-2025.pdf>

Zeldes, I. Helen., Johnsgard, C. Amy., Ben, Travis. (2019) “*Case 3:19-cv-00723-L-KSC Document 1*,” <https://www.classaction.org/media/walker-v-nestle-usa-inc-et-al.pdf>.

<欧文 web サイト>

Deliberative democracy digest. (June 19, 2021) “The promises and disappointments of the French Citizens’ Convention for Climate: France’s grandiose exercise of deliberative democracy serves as a cautionary tale of the state making a promise it cannot keep,” <https://www.publicdeliberation.net/the-promises-and-disappointments-of-the-french-citizens-convention-for-climate/>, (accessed June 8, 2025).

FSB. (December 4, 2015) “FSB to establish Task Force on Climate-related Financial Disclosures,” <https://www.fsb.org/2015/12/fsb-to-establish-task-force-on-climate-related-financial-disclosures/>, (accessed June 7, 2025).

IFRS. (November 3, 2021) “Global sustainability disclosure standards for the financial markets,” <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2021/11/global-sustainability-disclosure-standards-for-the-financial-markets/>, (accessed June 7, 2025).

——— (n.d.) “IFRS Foundation welcomes culmination of TCFD work and transfer of TCFD monitoring responsibilities to ISSB from 2024,” <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2023/07/foundation-welcomes-tcf-d-responsibilities-from-2024/>, (accessed June 7, 2025).

——— (n.d.) “International Sustainability Standards Board,” <https://www.ifrs.org/groups/international-sustainability-standards-board/>, (accessed June 8, 2025).

KNOCA. (n.d.) “French Citizens’ Convention on the Climate,” <https://www.knoca.eu/national-assemblies/french-citizens-convention-on-the-climate>, (accessed June 3, 2025).

——— (n.d.) “Germany’s Citizens’ Assembly on Climate: Bürgerrat Klima,” <https://www.knoca.eu/national-assemblies/germanys-citizens-assembly-on-climate>, (accessed June 7, 2025).

Partizipation. (2024) “Climate Citizens’ Assembly of Copenhagen,” <https://partizipation.at/praxisbeispiele/climate-citizens-assembly-of-copenhagen-english-only/>, (accessed June 7, 2025).

Sustainability Directory. (December 28, 2024) “Could Over-Regulation Stifle Innovation?: Regulations must guide, not stifle, innovation for a sustainable future,” <https://sustainability-directory.com/question/could-over-regulation-stifle-innovation/>, (accessed May 17, 2025).

United Nations. (n.d.) “Greenwashing: the deceptive tactics behind environmental claims,” <https://www.un.org/en/climatechange/science/climate-issues/greenwashing>, (accessed May 18, 2025).

U.S. Securities and Exchange Commission. (March 21, 2022) “SEC Proposes Rules to Enhance and Standardize Climate-Related Disclosures for Investors,” <https://www.sec.gov/newsroom/press-releases/2022-46>, (accessed June 6, 2025).

<欧文新聞記事電子版>

Damian, Carrington. (May 8, 2024) “World’s top climate scientists expect global heating to blast past 1.5C target,” *The Guardian*, <https://www.theguardian.com/environment/article/2024/may/08/world-scientists-climate-failure-survey-global-temperature>, (accessed June 6, 2025).

Maclean, Ruth. (September 13, 2017a) “Once this was all trees, but they burned them to plant cocoa: the ruin of West Africa’s rainforest,” *The Guardian*, <https://www.theguardian.com/world/2017/sep/13/deforestation-ivory-coast-trees-chimpanzees-make-way-cocoa>, (accessed May 17, 2025).

——— (September 13, 2017b) “Chocolate industry drives rainforest disaster in Ivory Coast,” *The Guardian*, <https://www.theguardian.com/environment/2017/sep/13/chocolate-industry-drives-rainforest-disaster-in-ivory-coast>, (accessed May 17, 2025).

Matamoros, Abellan. Cristina. (November 16, 2018) “What are the gilets jaunes so upset about?” *Euronews*, <https://www.euronews.com/2018/11/16/what-s-all-the-fuss-about-the-french-fuel-tax-hikes-uronews-answers>, (accessed April 19, 2025).

< 国際機関の決議や文書 >

“G20 Finance Ministers and Central Bank Governors Meeting” (Washington D.C., USA, April 16-17, 2015) pp.1-5.

UN. Secretariat., & UN. Economic and Social Council. Consultative relationship between the United Nations and non-governmental organizations, UN Doc ST/SG/AC.10/C.4/2001/2 (April 30, 2001).